

瀬戸内市議場音響映像システム等更新に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名

瀬戸内市議場音響映像システム等更新業務

(2) 業務の目的

瀬戸内市（以下「本市」という。）では、議場の音響・映像機器の老朽化により、議会運営に支障をきたし始めている。また、マイク・カメラ操作を行う運用システムについて、現在それぞれ別のシステムを使用しているため、オペレーターが2名必要で非効率である。このため、本会議における円滑かつ効率的な議事運営を目的として、老朽化した機器をはじめとする各種設備を更新し、マイクとカメラを1名で操作できるよう効率的な運用システムを導入するもの。併せて議場内に大型モニター等を設置することで現在時刻や発言残時間などの視認性を高める。

(3) 業務内容

別に定める「瀬戸内市議場音響映像システム等更新業務 企画提案仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日～令和8年2月27日（金）まで

ただし、議会閉会中の令和7年4月、5月に更新作業等の業務を実施し、令和7年6月議会（参考：令和6年6月定例会の開会日 令和6年6月6日）からは更新後の機器が使用できることを希望する。更新作業等の実施については、本会議の開催に支障がないよう発注者である本市と調整すること。また、機器のテスト及び本市職員に操作研修等を実施したうえで、翌定例会の開会日から更新後の機器を使用できるよう計画すること。

2. 予算（予定価格）

19,800,000円（税込み）を限度とする。

なお、参考見積書の金額が、予算（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者とする。

- (1) 本市に、令和6年度における入札参加資格審査申請書を提出していること。ただし、同年度における入札参加資格審査申請書を提出していない者は、次に掲げる書類を提出すること。
 - ① 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - ② 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
 - ③ 商号登記していない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
 - ④ 財務諸表（法人及び個人）
 - ⑤ 法人にあつては、直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県民税）及び市町村民税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
 - ⑥ 個人にあつては、直近年度の国税（所得税及び消費税）、都道府県税（事業税）及び市町村民税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
- (2) プロポーザル公示日現在から候補者特定の日までの間に本市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 瀬戸内市暴力団排除条例（平成23年度瀬戸内市条例第32号）第2条第1号、第2号又は第4号に定める者及び団体に該当しない者であること。また、これらと社会的に非難されるべき関係を有していない者であること。
- (7) 地方公共団体に対し、本業務と同種・類似の業務を行った実績があること。

5. 受注候補者特定方法

参加資格があると認められる者から企画提案書等を受け付け、その企画提案を瀬戸内市議場音響映像システム等更新業務プロポーザル審査委員会において審査し、受注候補者（以下「候補者」という。）を特定する。

審査にあたっては、当該業者のプレゼンテーション等を実施するものとし、審査方法及び審査基準等は下記10及び11のとおりとする。

6. 議場見学（希望者のみ）

議場の特性や形状を把握する機会として、希望者を対象に議場を公開する。

(1) 開催日時

令和6年10月7日（月）～11日（金） 9時から17時の間

※ただし、10月8日（火）を除く

(2) 見学場所

議場、執行部控室等

(3) 留意事項

見学を希望する場合は、希望日の前日の正午まで（開庁日に限る）に、会社名等と参加人数を報告し、調整すること。また、この時簡易な質問以外は受付しないので注意すること。なお、本業務の実施に必要な議場内の測量等については、各自で実施すること。

7. 質疑・回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。

(2) 提出期限

令和6年10月11日（金）17時まで（必着）

※提出期限を過ぎた質問、上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 提出先

瀬戸内市議会事務局

電子メール：gikaijimu@city.setouchi.lg.jp

※件名は「瀬戸内市議場音響映像システム等更新業務／質問書（社名等）」とすること。

(4) 回答日

令和6年10月16日（水）

(5) 回答方法

本市ホームページに掲載し回答するものとする。

8. 参加申込

(1) 申込方法

次に掲げる書類に返信用封筒（110円切手貼付）を添えて、持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

また、令和6年度における入札参加資格審査申請書を提出していない者については、上記4(1)ただし書きに掲げる書類を併せて提出すること。

① 参加申込書（様式2）

② 瀬戸内市暴力団排除条例に関する誓約書（様式3）

③ 会社・団体概要（様式4）

④ 業務実績調書（様式5）

(2) 申込期限

令和6年10月22日（火）17時まで（必着）

(3) 申込場所

瀬戸内市議会事務局

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地1

(4) 参加資格の審査・審査結果の通知

参加申込者の参加資格を実施要領に基づき審査し、当該審査の完了後に参加の可否を書面により通知するものとする。

9. 企画提案書作成方法

(1) 提出書類の名称

瀬戸内市議場音響映像システム等更新業務企画提案書

(2) 企画提案書様式・制限枚数

企画提案書のサイズはA4版（縦横自由）、30ページ以内（両面の場合は2ページとカウント）とし、ページ番号を入れ、A3版を使用する場合は片面印刷（2ページとカウント）とし、折り込むこと。

(3) 提出部数

① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式6） 原本1部

② 業務実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本8部

ア 職員の概要（様式7）

イ 担当者調書（様式8）

ウ 統括責任者の経歴及び実績等調書（様式9）

エ 業務主任担当者の経歴及び実績等調書（様式10）

オ 再委託調書（様式11）**※再委託する場合のみ**

カ 工程表（様式12）

キ 企画提案書（任意様式）

ク 参考見積書（任意様式）

※一式表記ではなく、明細書（単価・数量を明記したもの）を添付すること。

※見積金額は消費税及び地方消費税の額を含む金額とすること。

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和6年11月1日（金）17時まで（必着）

(6) 提出先

瀬戸内市議会事務局

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地1

(7) その他

ア 企画提案書は1者1提案とする。

イ 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

10. 審査方法

(1) 審査方法

提出された業務実施体制各種調書及び企画提案書等について、11(1)で示す審査基準に基づき、プレゼンテーション等を実施し、審査委員会は11(2)で示す候補者の特定手順に基づき最も優れた提案を特定するものとする。

ただし、提案者が多数となった場合は書類審査によりプレゼンテーション等の参加者を4者以内に絞り込むものとする。

(2) プレゼンテーション等

① 時間配分

提案者の説明時間を30分以内、質疑応答を10分程度とし、順次個別に行う。なお、対面形式を基本とするが、天災等の不測の事態が生じた際には、オンライン形式に変更する場合がある。

② 説明用機材

説明に際して、55型ディスプレイモニター（HDMI端子接続）については用意するが、パソコン等の機材については各提案者が用意するものとする。

③ 参加人数・発言者

会場への入室は3人までとし、発言者は参加者であれば制限しない。

④ その他

上記9に定める提出された企画提案書等以外の資料は使用できない。

⑤ 実施日

令和6年11月14日（木）予定

(3) 審査結果の通知

審査結果を書面により通知するものとする。

11. 審査基準等

(1) 審査項目及び配点

プロポーザルは以下の審査項目及び配点に基づき審査を行う。

- | | |
|-------------|-----------|
| ① 業務実績・実施体制 | 10 / 100点 |
| ② 企画提案の内容 | 70 / 100点 |
| ③ 参考見積価格 | 20 / 100点 |

(2) 候補者特定手順

候補者は、審査の評点の合計点が最も高い者とする。この場合において、合計点が最も高い者が2者以上あるときは、審査委員会が採決して決定する。また、参加者が1者の場合は、審査を行い、審査委員会が候補者特定の可否を採決して決定する。

なお、全ての企画提案において、業務の目的が十分に達成できないものであると審査委員会において判断される場合は、候補者は特定しない。

12. 日程

公示	令和6年10月 3日(木)
議場見学	令和6年10月 7日(月)～11日(金)
質問受付締切	令和6年10月11日(金) 17時まで
質問回答期限	令和6年10月16日(水)
参加申込書受付締切	令和6年10月22日(火) 17時まで
参加資格の審査・審査結果の通知	令和6年10月29日(火)
企画提案書等受付締切	令和6年11月 1日(金) 17時まで
書類審査(提案者多数の場合)	令和6年11月 8日(金) 予定
審査(プレゼンテーション等)	令和6年11月14日(木) 予定
結果通知の送付	令和6年11月20日(水) 予定
契約締結	令和6年11月下旬頃
業務開始	令和6年11月下旬頃

13. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 企画提案書等の様式・制限枚数、提出部数、提出方法、提出期限、提出先等に適合しないもの。
- (2) 企画提案書等提出期限後に参考見積書の金額に訂正を行ったもの。
- (3) プレゼンテーションに出席しなかったもの。
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (5) 参考見積書の金額が、予算(予定価格)を超過したもの。

14. 契約

候補者決定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、決定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

15. その他

(1) 提出書類は返却しない。ただし、本市は、提出書類を提出者に無断で他の業務に使用しない。

(2) 瀬戸内市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書（本市作成文書及び参加者提出文書）は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの候補者特定前において、特定に影響がでるおそれがある情報については特定後の開示とする。

(3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。

(6) 業務実施体制各種調書に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、本市と協議のうえ決定するものとする。

(7) 参加者は、候補者特定までの間に、「4. 参加資格」に定める要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

16. 担当部署（提出・問合せ先）

瀬戸内市議会事務局 担当：秋田

岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地1

TEL：0869-22-0979

FAX：0869-22-1361

電子メール：gikaijimu@city.setouchi.lg.jp